

●香川県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき平成30年4月1日付けで道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年3月30日から同年4月20日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 丸亀琴平観音寺自転車道線（270号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市高屋町字雑古屋83番 2地先から	前	—	—	市道との重用区間
観音寺市八幡町3丁目甲3597 番1地先まで	後	3.2~3.4	1,063	

- 4 供用開始の期日 平成30年4月1日